

秋田市立下新城小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義と基本的な考え方

(1) いじめの定義 「いじめ防止対策推進法第2条」(2013)より

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本的な考え方

いじめは人間の尊厳を脅かし、人権を侵害するものであり、決して許されない行為です。子どもたちをいじめから守るためには、いじめについて、次のように理解することが重要です。

- ・いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであること。
- ・いじめは、人権侵害であり、人として絶対に許されない行為であること。
- ・いじめは、刑事罰が課せられたり、損害賠償責任が発生したりする不法行為であること。
- ・いじめは、子どもが入れ替わりながら被害も加害も経験する場合があること。
- ・いじめは、見ようとしなければ見えないこと。
- ・いじめは、いじめられる側にも問題があるという考えでは解決できないこと。
- ・いじめは、加害、被害の二者関係だけでなく、「観衆」、「傍観者」の存在など集団全体に関わる問題であること。
- ・いじめは、学校、家庭、地域が一体となって取り組むべき問題であること。

いじめの解消については次のように理解します。

- ◆いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - ・いじめを受けた子どもに対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
 - ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた子どもが、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- ◆いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめを受けた子どもおよびいじめた子どもについては日常的に、保護者と連携しつつ、注意深く観察することが必要である。
- ◆真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、上記の要件が満たされた上で、双方の当事

者や周囲の者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。

本校では、上記のような理解に立ち、子どもと子ども、子どもと教職員、保護者と教職員の信頼関係を深め、いじめの未然防止に努めます。また、日ごろから子どもの人間関係を把握し、ささいな変化やわずかな兆候を見逃さず、いじめの早期発見に努めます。

子ども同士のトラブルが起きたとき、いじめかどうかの議論に終始するのではなく、子どもの心情を理解しつつ、あるべき行動の仕方や問題解決に向けた具体的な対処法などを発達の段階に応じて指導していきます。いじめが起きた際には、いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添いながら、いじめた子どもの心からの反省を促し、子どもが安心して学校生活を送れるようになるまで全校体制で支援に努めます。

2 いじめの未然防止のための取組

子ども一人一人の規範意識を高めるよう、家庭や地域と連携した道徳教育の充実を図るとともに、自分の役割と責任の自覚を促し、集団の一員としての達成感や成就感を味わうことができるよう、人間関係を築く力を高める異学年交流や体験活動の充実を図ります。

また、いじめ問題について考え、議論するなど、道徳の時間、学級活動、児童会活動等における子ども主体の活動を通して、子どもたちの中から「いじめを生まない学校づくり」の気運が高まるよう支援します。

自分の進歩や成長を実感し、子ども一人一人が活躍できる「分かる・できる授業」づくりに取り組みます。

(1) 校内研修の実施

- ・いじめ防止に係る取組について、全職員で共通理解するための校内研修を実施します。必要に応じて外部から指導者を招き、本校の取組の改善点を学ぶことができるようにします。

(2) 子ども主体のいじめ防止の取組の推進（特別活動の充実）

- ・子ども自らが「下小絆宣言」を年間を通して活用しながら、学級活動、児童会活動、ボランティア活動、異学年交流などに主体的に取り組み、集団づくりの充実を図ります。

下小「絆」宣言

わたしたちは、みんなが仲よく過ごすために、次のことを宣言します。

- 1 わたしたちは、まわりの人に明るくあいさつします。
- 2 わたしたちは、何ごとも最後まであきらめず努力します。
- 3 わたしたちは、ルールを守り、笑顔で生活します。
- 4 わたしたちは、思いやりの心をもって助け合います。
- 5 わたしたちは、家族や地域の人、お世話になっている人に感謝します。

平成25年3月10日 下新城小学校児童会

- ・児童会活動において、子どもたち自ら考え、計画を立てながら、人を思いやることの大

切さを考えられる活動を推進します。

活動例：児童集会・思いやり標語・ポスターコンクールの実施

（３）体験活動の充実

- ・自分と友達の違いやよさに気付き、協力することの大切さや共同で目標を達成する喜びを味わうことができるよう、異学年グループでの栽培や清掃活動、田植えや稲刈り作業、果樹園での農業体験、校外学習や宿泊研修、修学旅行での学習の充実を図ります。

（４）生徒指導の４つの視点を生かした授業づくりの推進

- ・子ども一人一人が、満足感や達成感、楽しさを味わうことができるよう、学び合いの中で、一人一人が生き、お互いを認め合えるよう、全ての子どもが活躍できる場面設定や、一人一人の進歩や成長を実感できるような授業づくりを進めます。

（５）家庭や地域と連携した道徳教育の充実

- ・道徳の授業を保護者や地域の方に公開したり、学習内容を通信でお知らせしたりするなど、情報提供に努め、規範意識を育みます。
- ・ＰＴＡの学級懇談や地域の連絡協議会などで、子どもの生活状況や家庭でのしつけについて話題にするなど、学校、保護者、地域が担うべき役割について共通理解を図ります。
- ・外部の専門家を招いた講演会や授業を実施し、道徳性を高めます。

（６）情報モラル教育の充実

- ・情報教育主任と副主任が中心となって、子どもの発達段階に応じたコンピュータリテラシーとマナーを指導するとともに、ＬＩＮＥ等によるネットトラブルの未然防止のために、情報活用能力やコミュニケーション能力を高める指導をします。
- ・外部の専門家を招いた講演会や授業を実施し、情報モラルやマナー、ネットトラブル等の知識を高めます。
- ・ＰＴＡの総会や学級懇談などで、情報モラルやマナー、ネットトラブルの現状について話題にし、共通理解を図る。

（７）特に配慮が必要な子どもへの特性や心情に配慮した適切な支援の充実

- ・発達障害や性同一性障害を含む障害のある子ども、海外から帰国した子どもなど特に配慮が必要な子どもに対しては、その特性や子ども及び保護者の心情に配慮した適切な支援を行います。

３ いじめの早期発見の取組

日頃から子どもとのコミュニケーションを深め、信頼関係を構築するとともに、複数の教師による日常の観察等を通し、ささいな変化やわずかな兆候を見逃さず、いじめなのではないかという疑いの目をもって軽視することなく、積極的にいじめ発見に努めます。

(1) さわやかアンケート（学校生活状況、友達関係の調査、二者面談）の実施

- ・年5回（4月、6月、9月、12月、2月）のアンケートのほか、必要に応じて、状況を適切に把握するための二者面談を実施します。アンケートの結果は、いじめの有無を把握し、迅速に対応するために活用します。

(2) 日常的なふれあいを通して

- ・小規模校のよさを生かして、学級担任だけでなく全ての職員により子どもたちを日常的に見守り、問題の早期発見に努めます。
- ・朝の会、帰りの会、給食時間等のほか、休み時間に子ども一人一人と積極的にふれあうことでコミュニケーションを深め、信頼関係を構築するほか、友人関係の変化やトラブルの兆候を感知したり、教育相談の機会にしたりします。
- ・小規模校のよさを生かし、複数の教職員の日常の観察から、子どもを見守ります。
- ・毎月1回児童を語る会を開催し、日常の観察から気になる事象を報告し合うことで、教職員間の共通理解を図り、問題の早期発見、早期解決に努めます。

(3) 学習中の様子や日記やノート、作品等から

- ・学習中の言動や様子を観察したり、家庭学習ノートや日記、作品等に目を通したりして、できるだけ子ども一人一人の心身の状態や友人関係にかかわる変化などの把握に努め、いじめの早期発見につなげます。
- ・未然防止や早期発見への取組として、学級担任による「学級アンケート」や「聞き取り」等を、機会を捉えて実施します。

(4) 保護者面談の実施

- ・夏休み中に保護者との面談の機会を設け、子どもの様子や悩みや不安等を聞いたり、学校での様子や友達関係について知らせたりすることで共通理解を図り、子どもが安心して学校生活を送れるように、一緒に取り組みます。

(5) 相談窓口の周知

- ・学級担任以外に、教頭、生徒指導主事が中心になり、教務主任や養護教諭と連携して、子どもや保護者の相談窓口となります。

4 いじめへの組織的対応

全職員で未然防止に努めるとともに、事案が発生した場合には、学級担任が一人で抱え込むようなことなく、支援チームですぐさま組織的に対応します。対応に当たっては、いじめを受けた子どもや保護者の心情を第一に考えてしっかりと寄り添い、いじめた側の子どもに対しては、毅然とした指導によって心からの反省を促し、再発防止策を講じ、最後まで見届けます。また、いじめた子ども、いじめを受けた子どもの双方の保護者に、状況や指導内容を報告し、適切な対応が図られるようにします。

(1) 「下新城小いじめ対策委員会」での情報共有や対応策の検討

- ・学級担任だけで抱え込まず、他の業務に優先して、管理職・生徒指導主事に報告、相談するとともに、即日、「下新城小いじめ対策委員会」において、その情報を共有します。
- ・「下新城小いじめ対策委員会」で、対応方針やどの教師がどの子どもの対応をするかなどの役割分担等を決めます。

(2) 迅速な実態把握と適切な指導・支援

- ・問題が発生した場合は、学級担任だけでなく、管理職や養護教諭等全ての職員が他の業務に優先して、連携して迅速な実態把握に努めます。
- ・いじめを受けた子どもやいじめを知らせてくれた子ども、およびその保護者に対し、「絶対に守る」ことを約束し、安全を確保する配慮をします。
- ・いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方から聞き取った内容から事実関係を明らかにし、状況を正確に把握します。
- ・いじめを受けた子どもおよび保護者の心情に寄り添い、心のケアを図るなど丁寧な対応を行います。
- ・いじめた子どもに対する毅然とした指導を通し、心からの反省を促します。

(3) 関係機関との連携や調整、広域スクールカウンセラー等の活用

- ・教育委員会への報告および協議や、警察への相談・通報など、関係機関との連携の下で対応をしていきます。
- ・状況に応じて広域スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用するなど、教育相談体制の充実を図ります。

(4) 保護者との連携

- ・いじめの内容を正確に伝え、指導方針を説明して理解や協力を得るよう努めるとともに、対応の経過や事後の子どもの状況等について、適切に情報を提供します。
- ・いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方の保護者と協議しながら、子どもが安心して学校生活を送れるようになるまで支援を継続します。いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、日常的に、保護者と連携しつつ、注意深く観察していきます。

(5) いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめ防止に向けた取組を組織的に行うため、複数の教職員のほか、外部専門家等の参加を得ていじめの防止等の対策のための組織を設置します。

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学級担任、養護教諭、広域スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、PTA会長・副会長により「下新城小いじめ対策委員会」を組織します。
- ・本委員会において、基本方針や年間計画の策定、見直しのほか、いじめ防止に向けた取組状況等について協議します。

- ・日常の取組については、上記教職員に必要な応じて広域スクールカウンセラーを加え、情報の共有や個別のいじめ事案における対応方針の決定、対応状況の確認等を行います。

5 いじめ防止に向けた保護者や地域との連携

学校報やPTAなどを通し、学校のいじめ防止に向けての「いじめの相談を受けた際には、子どもの安全を保障した上で、速やかに管理職を含めた複数の教職員で情報共有し、解決に向け組織的に対応する」といった基本方針や取組を説明するとともに、保護者や地域の方々と協議し、子どもを見守る体制づくりに努めます。

また、学校以外の相談窓口や救済制度等の活用について、広くお知らせします。

(1) 校報や生徒指導だより、ホームページ等による情報発信

- ・本校の方針や取組、いじめを含めた問題行動等の情報について提供するとともに、保護者と共に考えるようにします。

(2) PTAや学校運営協議会員との会における説明・協議

- ・機会を捉え、本校のいじめ防止等の取組や対応について説明するとともに、共通理解を図るようにします。
- ・学級や学校における現在の状況を説明するとともに、保護者からの情報提供を踏まえ、協議します。必要に応じて臨時学級懇談や全体会を開催します。

(3) 講演会等の実施

- ・外部からの専門家を招いて、講演会などを開催します。

(4) 相談窓口・相談機関の周知

- ・学校以外の相談窓口や救済制度などを紹介します。

6 PDCAサイクルによる取組の検証

- ・年5回のさわやかアンケートによる状況把握や児童との面談、月1回の児童を語る会での報告等で、日常的ないじめ防止への取組の振り返りを行う。
- ・いじめ防止等の取組に関する学校評価の結果から、次年度の取組への改善を行う。